

JICPA 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」
及び「金融商品会計に関する Q&A」の改正について（公開草案）
に対するコメント

日本公認会計士協会（JICPA）は、ヘッジ関連規定の修正の検討がなされている企業会計基準委員会（ASBJ）より、「異なる商品間でのヘッジ」および「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」の二つの論点に関連する指針等の改正の検討を依頼されたことを受け、2015 年 2 月 6 日に標記公開草案を公表した。

これに対し、経理委員会では、本公開草案の改訂内容については異存ないものの、IFRS とのコンバージェンスの観点より、“「異なる商品間でのヘッジ」の有効性の判定については、ヘッジ手段によってヘッジされる変動コンポーネントのみにて有効性の判定を行うことが出来る旨、記載すべき”との意見を取りまとめ、2015 年 3 月 9 日、JICPA に提出した。

2015 年 3 月 9 日

日本公認会計士協会

自主規制・業務本部

企業会計・監査・保証グループ 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」
及び「金融商品会計に関する Q&A」の改正について（公開草案）
に対するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2 月 6 日に貴協会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

本公開草案の改訂内容については異存ないものの、改正内容(1)、「異なる商品間でのヘッジ」の有効性の判定につき、ヘッジ手段によってヘッジされる変動コンポーネントのみにて有効性の判定を行うことが出来る旨、記載すべきものと思料する。

異なる商品間でヘッジを行う場合、その有効性の判定をヘッジ対象全体で行うか、ヘッジ

対象内のコンポーネントを以て行うかが論点となり得る。

例えば、結論の背景にある石油関連商品をヘッジ対象として原油デリバティブを用いる場合、当該石油製品関連商品の全体の価格変動をヘッジ対象として有効性の判定を実施するか、原油連動部分のみの価格変動をヘッジ対象として有効性の判定を行うか、という論点である。

IFRS 第 9 号では後者の有効性判定が認められており、IFRS とのコンバージェンスの観点からも、後者の有効性判定を認めることも明記すべきものと思料する。

また、IFRS 第 9 号と日本基準ではヘッジ有効性の事後テストに関する 80%-125%ルール等の基準差異があり、連単で異なる会計処理が求められることから、財務諸表作成者の実務負担及び財務諸表利用者の利便性の観点より、早期のコンバージェンスを実現していただきたい。

以 上